

平成30年度 行政不服審査法施行状況調査 (地方公共団体における状況について)

令和2年9月10日
総務省行政管理局

調査の目的、調査対象団体、調査項目等

<調査の目的>

○ 本調査は、旧行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。)及び改正後の行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新法」という。)に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた平成30年度における不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握するもの。

<調査対象団体>

- ・ 国の行政機関
- ・ 全ての都道府県、市区町村、一部事務組合、広域連合

<調査対象とした不服申立て>

【調査対象の不服申立て】

- ・ 新法及び旧法に基づく不服申立て(審査請求、再調査の請求、再審査請求 等)

【調査事項】

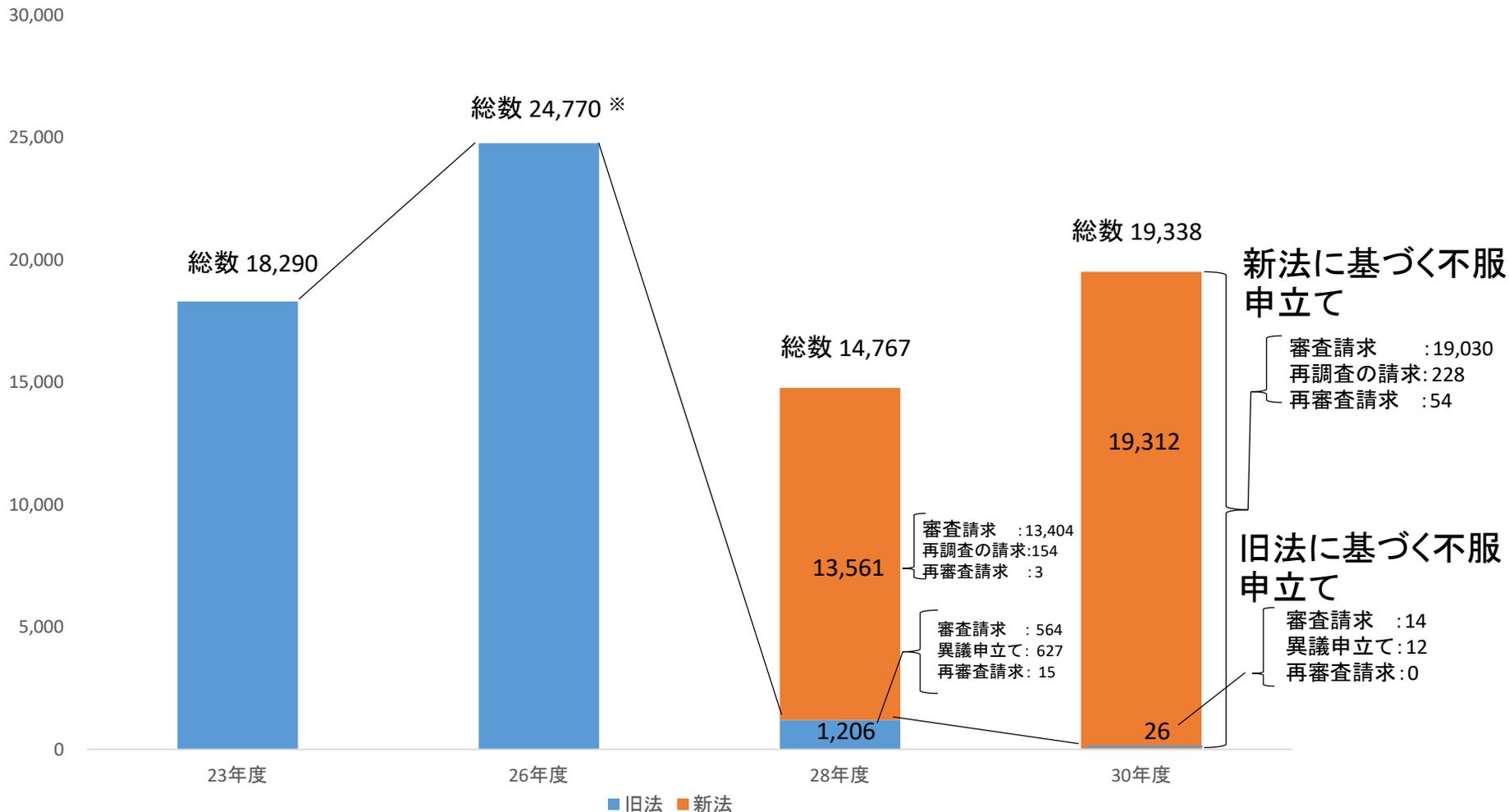
- ・ 裁決・決定の状況
- ・ 処理件数、処理内容(認容、棄却、却下等の別)、処理に要した期間
- ・ 審理員審理件数、行政不服審査会への諮問件数 など

<調査対象期間>

平成30年4月1日から31年3月31日まで(平成31年3月31日現在で把握)

新規不服申立件数の推移

- 新法施行前に行われた処分等については、経過措置により、新法施行後においても、旧法の手続により処理されることとされている。
- 新法施行3年目となる平成30年度においては、概ね新法に基づく不服申立てとなっている。また、新法では審査請求に一元化されたこともあり、約9割が審査請求となっている。



※ 平成26年度については、「生活扶助基準の見直し」に関する多数の不服申立てがあったため。

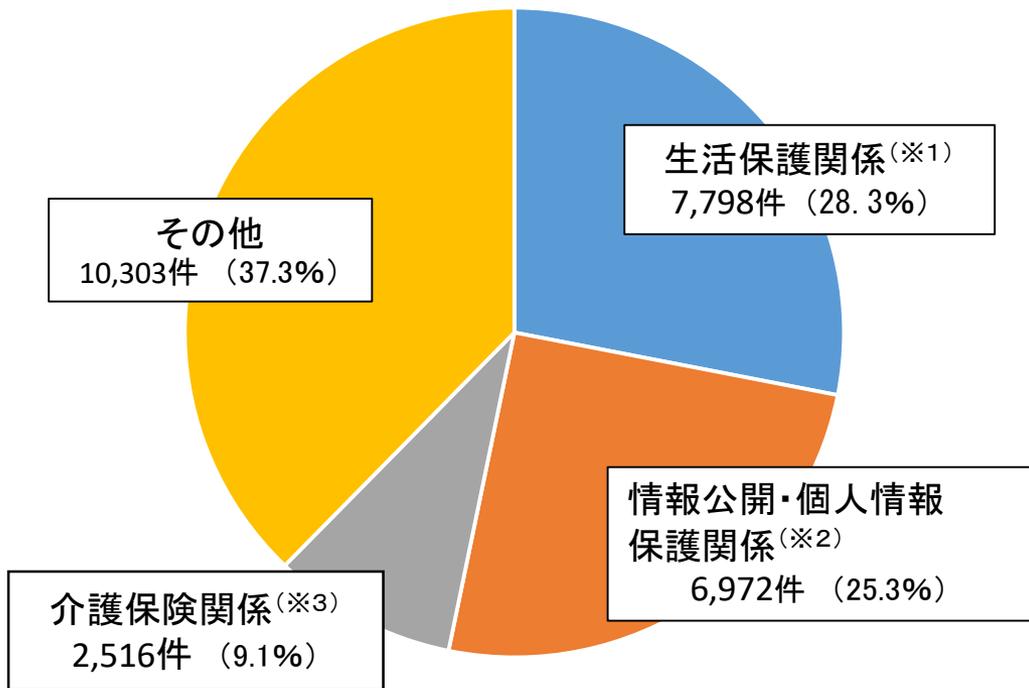
審査請求の分野別件数

○平成30年度に地方公共団体において処理すべき不服申立て(新法に基づくもの)は27,950件となっている。
その内訳は、審査請求27,589件※(98.7%)、再調査の請求269件(1.0%)、再審査請求92件(0.3%)となっており、案件の分野別件数は以下のとおり。

※新法施行後は、不服申立ては、審査請求が原則となっている。

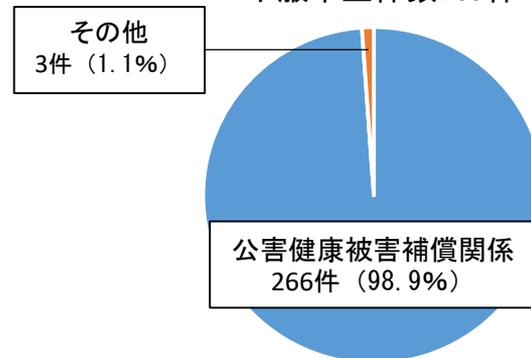
【審査請求】

不服申立件数27,589件



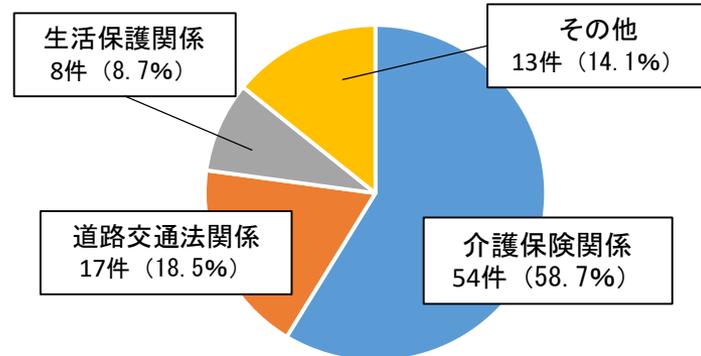
【再調査の請求】

不服申立件数269件



【再審査請求】

不服申立件数92件



※1 生活保護法に基づく保護の決定処分に対する審査請求など。

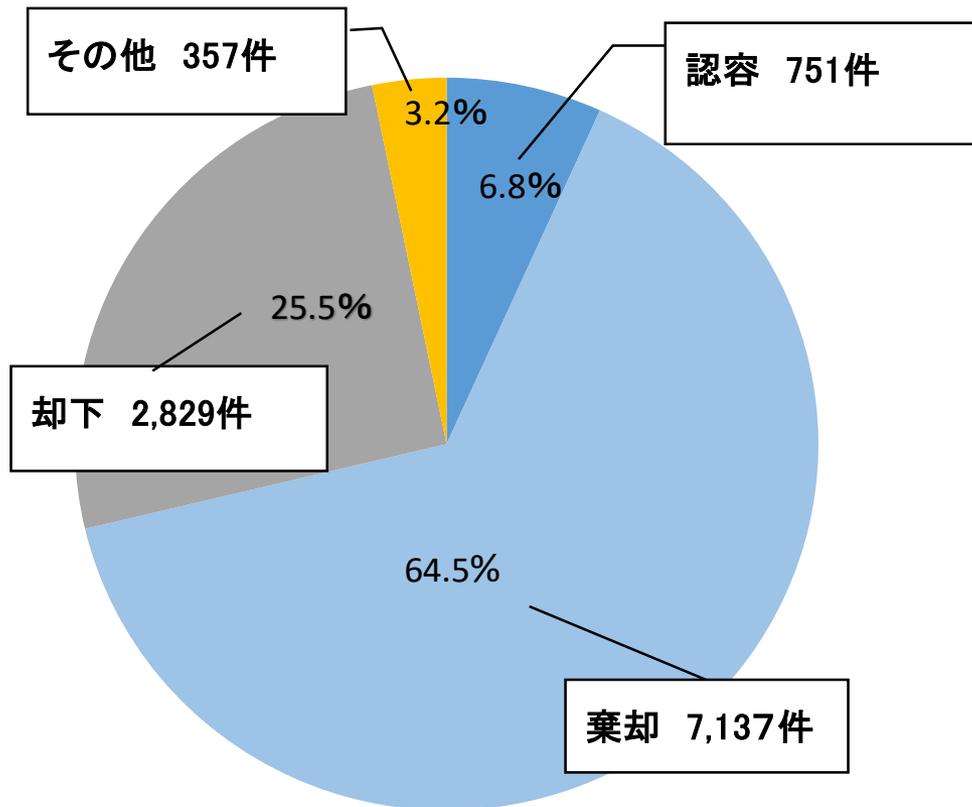
※2 開示請求に対する不開示決定に対する審査請求など。

※3 要介護・要支援の認定に関する処分に対する審査請求など。

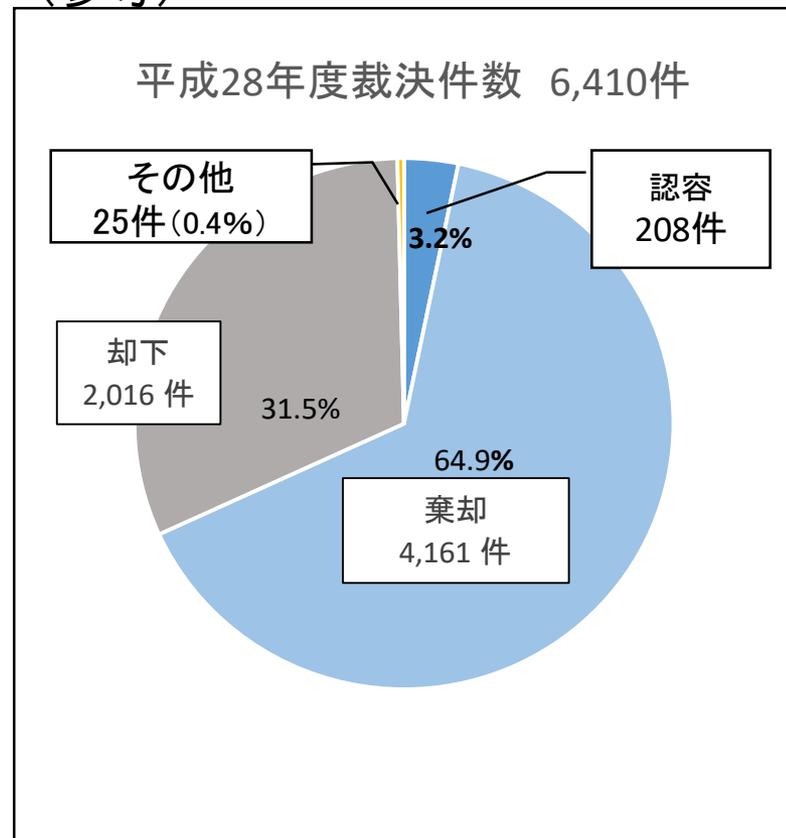
審査請求に対する裁決の内容

○平成30年度に処理が完了した審査請求11,074件の裁決結果は、棄却7,137件(64.4%)、却下2,829件(25.5%)、認容751件(6.8%)となっている。

平成30年度裁決件数11,074件



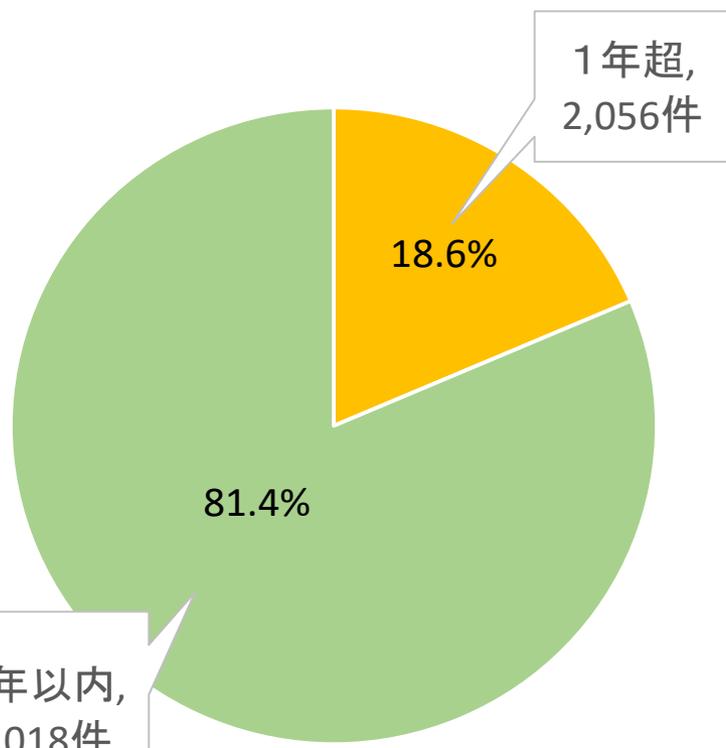
(参考)



審査請求に対する処理期間

- 平成30年度に処理が完了した11,074件について、その81.4%の案件(9,018件)が1年以内に裁決されており、裁決までに1年以上の長期間を要したものは18.6%(2,056件)となっている。
- 調査対象機関の回答では、審査請求に対する処理に長期間を要した2,056件について、長期化の要因として「審理員の指名から、審理員意見書の提出までに6月以上を要していること」、「諮問から答申までに3か月以上を要していること」等をあげている。

審査請求11,074件の処理期間



長期化要因	件数
審理員指名(審査請求を受けて審理員指名までに1月以上を要しているもの。)	83件
審理員審理(審理員の指名から、審理員意見書の提出までに6月以上を要しているもの。)	485件
諮問手続(審理員意見書の提出を受けてから諮問を行うまでに1月以上を要しているもの。)	157件
答申手続(諮問から答申までに3月以上を要している。)	259件
裁決手続(行政不服審査会等からの答申を受けてから裁決までに1月以上を要しているもの。)	198件
その他	27件

(注)処理期間が1年以上の案件のうち、審理員審理を行った640件についてのものであり、複数回答のため重複あり。